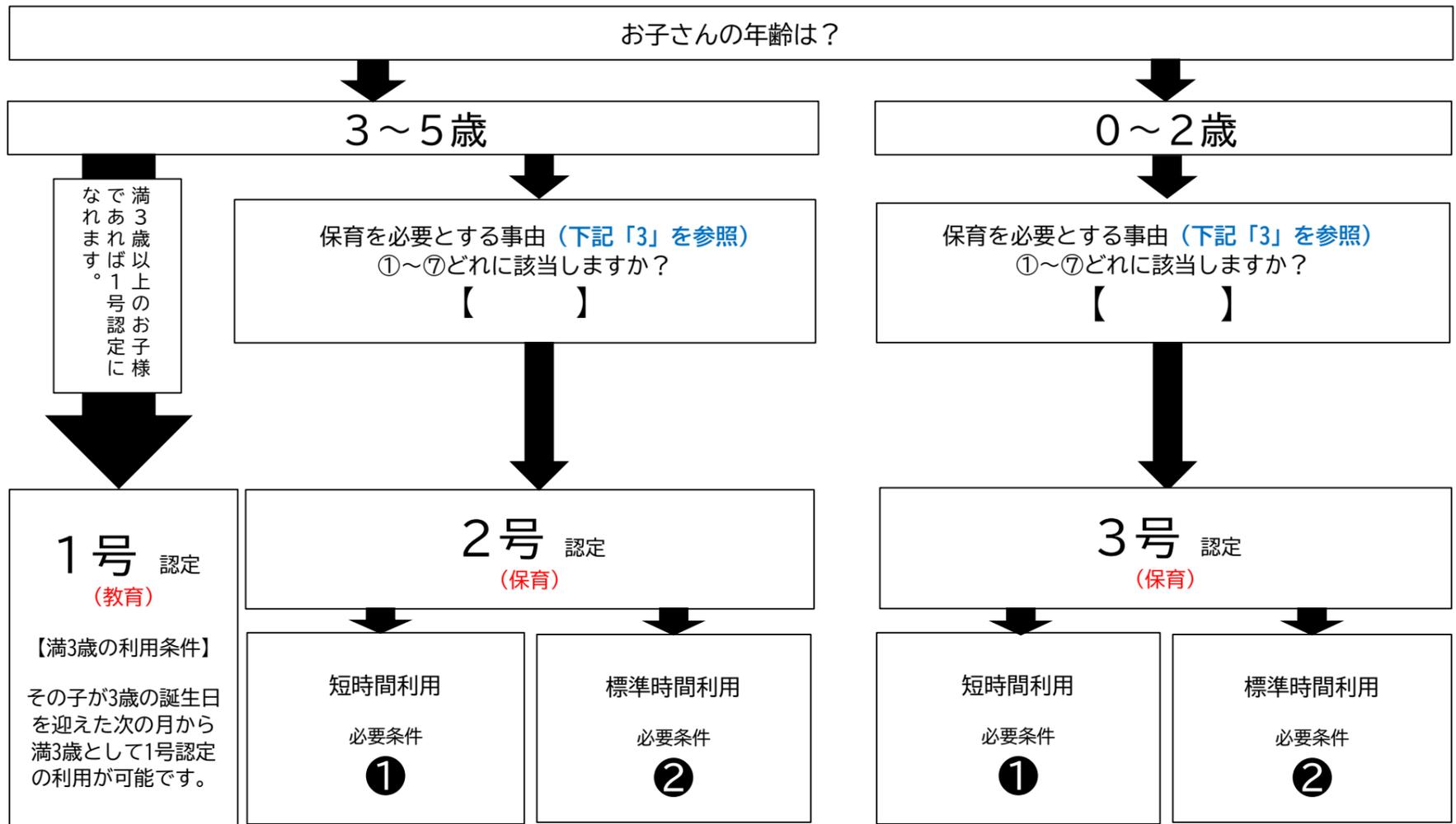


令和 7 年度 認定こども園等入園のご案内

1 【教育（1号）・保育（2・3号）サービス】

▶保護者の働き方や子育ての状況、児童の年齢に合わせて、児童をお預かりするサービスです。（下記「フローチャート参照」）



2 【2・3号認定 利用時間の必要条件】

①	短時間 (1日最大8時間)	父・母の場合	どちらも月の就労時間 48時間以上～120時間未満
		ひとり親の場合	月の就労時間 48時間以上～120時間未満
②	標準時間 (1日最大11時間)	父・母の場合	どちらも月の就労時間 120時間以上
		ひとり親の場合	月の就労時間 120時間以上

3 【保育を必要とする事由表（①～⑦）】

No.	事由項目	提出書類	主な事由の内容	短時間（最大1日8時間）	標準時間（最大1日11時間）
①	就労	・就労証明書	・内職も含む ・育児休業中	月の就労時間 48時間以上～120時間未満	月の就労時間 120時間以上
②	出産前後	・母子手帳の写 (氏名及び出産予定日記載ページ)	・妊娠中であるか出産後、間もない場合	—	○
③	保護者の 疾病・障がい	・通院(入院)証明書 ・特定疾病の受給者証の写 ・障がい手帳等の写		—	○
④	同居親族の 看護・介護	・通院(入院)証明書 ・障がい手帳等の写 ・介護保険証(認定済)等の写	・病人の看護・介護をしている場合。	—	○
⑤	災害復旧	・被災証明書 ・罹災証明書など	・火災や風水害、地震などの被害が見舞われ、また復旧中など、児童の保育がままならない場合などとなります。	—	○
⑥	求職活動	・申立書 (求職理由の記入)	・保育の有効期間は3ヶ月です。求職活動が延長の場合は再度「申立書」の提出が必要となります。	○	—
⑦	就学・職業訓練	・在学証明書 ・学生証の写しなど		月の就学等時間 48時間以上～120時間未満	月の就学等時間 120時間以上
⑧	その他（注1）			○	—

(注1) その他は、町長が特例と認めた場合のみ適用となります。

令和 7 年度 新規・継続入園手続きのご案内

1 【入園手続き】

提出期限

令和7年4月1日入園希望の方 ◆新規入園 令和7年 3月 7日(金) ◆継続入園 令和7年 2月 28日(金)
 ※他市町村（今別町除く）への入園希望の場合は福祉課へご連絡ください。

提出先

- ・福祉課（〒030-1308 外ヶ浜町字下蟹田43-2 などわーる）
- ・平館支所（〒030-1492 外ヶ浜町字平館根岸小川25-1）
- ・三厩支所（〒030-1798 外ヶ浜町字三厩新町18-1）

◆窓口時間 福祉課・各支所

平日 8:15～17:00（祝日除く）

お問合せ先

福祉課保育係（などわーる）にご連絡ください。（☎ 0174-22-2941）

提出書類

※入園施設により提出書類が異なりますので、ご注意ください。

風のまちこども園 入園希望者	①	新規	・支給認定申請書 兼 保育利用申込書 ・就労（内定）証明書又は保育を必要とする事由が証明できるもの（注1）
	②	継続	・施設型給付費・地域型保育給付費等現況届 ・就労（内定）証明書又は保育を必要とする事由が証明できるもの（注1）
今別こども園 入園希望者	③	新規	・支給認定申請書 兼 保育利用申込書 ・就労（内定）証明書又は保育を必要とする事由が証明できるもの（注1） ・広域入所希望理由申立書
	④	継続	・施設型給付費・地域型保育給付費等現況届 ・就労（内定）証明書又は保育を必要とする事由が証明できるもの（注1） ・広域入所希望理由申立書
園の上希望の 者入外	⑤	新規・継続	・支給認定申請書 兼 保育利用申込書 ・就労（内定）証明書又は保育を必要とする事由が証明できるもの（注1） ・広域入所希望理由申立書

新規・他市町村の施設へ入園希望者の方

新規入園希望者	利用希望したい保育所等へ事前にご連絡をいただき、その後申込み手続きくださるようお願いいたします。
他市町村の保育所等利用希望者	市町村によって対応が異なりますので、事前に希望する保育所等へご連絡していただくか、市町村の公式ホームページ又は直接お電話していただき、手続き対応の確認をしてくださるようお願いいたします。（市町村により受付数が多いため対応期間が早い場合もございます。）

（注1） 入園案内「3 保育を必要とする事由表」をご参照ください。

2 【外ヶ浜町保育料等】

年齢範囲	認定こども園・保育所 (2・3号認定)		認定こども園・幼稚園 (1号認定)		左記以外の施設利用の場合
	保育	教育	教育	預かり保育 (注2)	
3歳児～5歳児	無償	無償	無償	無償 (注3) 日額450円×利用日数 (無償上限 11,300円まで)	下記事業等の利用料については、事前に福祉課までお問合せください。 ・地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育など) ・認可外保育施設 ・病児保育事業 など なお、外ヶ浜町は上記事業の施設はございません。
住民税課税世帯の満3歳児 (3歳になってから最初の3月31日まで)			無償	有償 (注3)	
住民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になってから最初の3月31日まで)			無償	無償 (注3) 日額450円×利用日数 (無償上限 16,300円まで)	
0歳児～2歳児	無償 (外ヶ浜町に住所を有する児童のみ)				

（注2） 預かり保育とは、認定こども園（教育部門）や幼稚園に通うこどもたちを、通常の教育時間以外に預かるサービスで、保護者の仕事や急用などの理由のほか、子育てでのリフレッシュの時間として利用できるサービスです。

（注3） 預かり保育サービスを利用する場合、次の書類の提出が必要となります。（1号認定の方）

重要 ◆子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 ◆保育を必要とする事由の証明書（就労証明書など） ←「入園案内の3」を確認ください。

（注4） この他、実費徴収として「主食費、副食費、通園送迎費、行事日及び延長保育料は、副食費以外はすべて有償です。

3 【施設のご紹介】

外ヶ浜町	施設名	社会福祉法人 風のまちこども園			☎ 0174-22-2910	その他サービス (各利用料は施設へお問合せください。)
	部門別	認定別	対象年齢	定員(50)	開園時間	・一時預かり保育 (注5) ・預かり保育 14:00～18:00(1号認定児童) ・延長保育 18:00～19:00(保育標準児童) ・延長保育 16:00～19:00(保育短時間児童)
	教育部門	1号認定	満3歳～5歳	10	標準 8:00～14:00	
	保育部門	2号認定	3歳～5歳	26	標準 7:00～18:00 短時間 8:00～16:00	
		3号認定	0歳～2歳	14		

（注5） 一時預かり保育は、サービス対象となる未就園児（0歳（出生から約3ヶ月経過後）～就学前）の子を、保護者が就労や病気、冠婚葬祭などの都合により家庭保育が困難になった場合や、育児に対する心理的・肉体的なリフレッシュなどの際に、一時的に未就園児を預かるサービスです。（利用する際は、事前に申込みが必要となりますので、直接各こども園等にご連絡をお願いします。）

(広域入所施設) 今別町	施設名	学校法人 今別こども園			☎ 0174-35-2128	その他サービス (各利用料は施設へお問合せください。)
	部門別	認定別	対象年齢	定員(33)	開園時間	・一時預かり保育 (注5) ・預かり保育 07:00～09:00 15:00～18:00 (1号認定利用の児童のみ) ・延長保育 07:00～08:00・16:00～18:00 (短時間保育利用の児童のみ)
	教育部門	1号認定	満3歳～5歳	3	標準 9:00～15:00	
	保育部門	2号認定	3歳～5歳	20	標準 7:00～18:00 短時間 8:00～16:00	
		3号認定	0歳～2歳	10		